



変更された死亡保険金受取人の実在性に関する解釈方法

東海大学名誉教授・弁護士 石田 清彦

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評釈はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評釈は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評釈者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

東京高裁令和4年8月3日判決 令和3年（ネ）1701号 保険金請求控訴事件

Westlaw Japan 2022WLJPCA08036001

第一審 東京地裁令和3年3月29日判決 令和元年（ワ）第15289号 保険金請求事件

Westlaw Japan 2021WLJPCA03298007

1. 本件の争点

本件は、生命保険契約において、保険契約者兼被保険者が死亡保険金受取人を変更する手続をした後に自死したところ、変更後の死亡保険金受取人の続柄欄に被保険者の配偶者である旨の記載、ならびに、受取人欄には被保険者の氏が含まれた人物の記載が確認されたものの、被保険者には婚姻歴がなく、それらの記載理由を訴訟当事者である保険金請求者も保険会社も共に明確にできぬまま、保険金の帰属が争われた事案である。

争点は、変更後の死亡保険金受取人の実在性、すなわち特定の可否であり、第一審および控訴審は共に、その判断基準として、保険契約者が保険金受取人を誰に変更したかについては、保険契約者の保険者に対する表示を合理的かつ客観的な解釈によって定めるべきものと解される旨を示した上で、具体的な考察を行っている。この判断基準は、最高裁昭和58年9月8日判決民集37巻7号918頁（以下、「昭和58年最判」という。）でも明示されているため、以下、昭和58年最判の判断内容の確認と、本件との比較を中心に検討を行っていく。

2. 事実の概要

(1) 本件事案について

訴外亡甲山B（以下、「B」という。）は、平成26年2月1日、生命保険会社であるY（三井生命保険株式会社、平成31年4月1日大樹生命保険株式会社に商号変更。被告、控訴人）との間で、保険契約者および被保険者をBとし、死亡保険金受取人をBの父である「X」（原告、被控訴人）とする生命保険契約（以下、「本件保険契約」という。）を締結した。その後、Bは、平成26年12月19日付けの保険証券再発行請求書を作成した上で、同日頃、これをYに対して提出し、本件保険契約に係る死亡保険金受取人を「X」から訴外「甲山C」に変更する旨の手続（以下、「本件変更手続」という。）をした。本件変更手続の請求書には、「死亡保険金受取人」欄に「甲山C」

との記載、その生年月日が「昭 57 年〇月〇日生」である旨の記載、その性別が「女」である旨の記載がそれぞれされており、また、「被保険者との続柄」欄には、死亡保険金受取人が被保険者の配偶者である旨を示す記載がされていた¹⁾。B は、昭和 53 年生の男性であり、平成 30 年 11 月 11 日、自死した。B には、婚姻歴がなく、その戸籍上、子はいない。

X は、「甲山 C」は実在しない架空の人物であり、具体的な人物を特定できないから、本件変更手続による死亡保険金受取人の変更は無効であり、自らが本件保険契約に係る死亡保険金受取人であるとして、Y に対し、本件保険契約に基づく保険金 931 万 8817 円及びこれに対する令和元年 6 月 25 日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで商法 514 条（平成 29 年法律第 45 号による改正前のもの）所定の商事法定利率年 6 分の割合による遅延損害金の支払いを求めた。

(2) 当事者の主張

X は、第一審および控訴審において、ほぼ同様の次のような主張をした。

- ① 本件変更請求書の「死亡保険金受取人」欄には「甲山 C」と記載され、「被保険者との続柄」欄には「配偶者」である旨が記載されていることからすれば、本件変更手続による変更後の死亡保険金受取人は、B の配偶者若しくは配偶者であった者又は内縁の妻若しくは内縁の妻であった者と考えられるところ、B には、配偶者も内縁の妻も存しなかったから、上記の「甲山 C」という記載に合致する人物は存在せず、本件変更手続は、死亡保険金受取人を架空人に変更するものである。

保険法及び本件保険契約の約款上、保険金受取人は権利能力の主体たり得るものでなければならぬため、実在している者である必要があり、架空人を保険金受取人とするその変更は無効であるから、本件変更手続による死亡保険金受取人の変更は無効である。

- ② 仮に、本件変更請求書の「死亡保険金受取人」欄に記載された「甲山 C」なる人物が架空人ではないとしても、同人に該当する人物としては、……写真に写っている女性や a 農協に勤務していた可能性のある乙川 C など、複数の候補者がおり、これを特定することができない。そして、死亡保険金受取人が存在しない生命保険契約は観念し得ないという生命保険契約の性質に照らせば、死亡保険金受取人を特定することができないようなものとする死亡保険金受取人の変更は無効というべきであるから、本件変更手続による死亡保険金受取人の変更は無効である。

これに対して、Y は、X の主張は争うとし、次のような理由で、本件変更手続による死亡保険金受取人の変更は有効であると主張した。

X は、本件変更請求書の「死亡保険金受取人」欄に記載された「甲山 C」は架空人である旨主張するが、B は、平成 25 年 10 月頃、X に対し、乙川 C という女性と交際していることを告げ、平成 26 年には、同人と結婚するとして、X に対し、婚姻届の証人欄に署名押印するように求め、本件変更請求書の「死亡保険金受取人」欄に「甲山 C」と記載し、自身との続柄につき「配偶者」である旨を記載していることからすれば、最終的に婚姻届が提出されなかったとしても、B においては、本件変更手続により、本件保険契約に係る死亡保険金受取人を X から甲山 C こと乙川 C に変更したものであって、X も、その女性と年に数回会うなどしていることからすると、同人が架空人であることはあり得ない。

1) 第一審の「前提となる事実」では、続柄が「配偶者」と記載されていた、と認めている。

そして、甲山 C こと乙川 C は、B が X に対して交際していることを告げて連れてきた女性であり、X 自身も会ったことがある女性であることは明らかであって、完全に特定されている人物である。

(3) 第一審判旨

第一審は、まず、保険金受取人の変更は保険契約者が保険者を相手方としてする意思表示であるから、保険契約者が保険金受取人を誰に変更したかは、保険契約者の保険者に対する表示を、保険契約者の言動その他の情報も考慮し合理的かつ客観的に解釈して定めるべき、とする判断基準を示した。

そして、具体的な判断においては、X らが B から結婚相談所で知り合った乙川 C と交際しているという話を聞いたとする認定事実を前提として、結婚を予定している女性がいるならば、両親に対して、その女性について詳細に伝えて紹介するとともに、親族間の挨拶等があるのが通常であるところ、B は、X らが C について問うと、「まあいいじゃないか。」と述べて、その素性等を頑なに話そうとしなかった上に、結婚するに当たって C の両親等親族に対して挨拶し、紹介し合う機会を設けなかったこと、等様々な事実を根拠にして、B は結婚していることを装うために様々な行動をしていたにすぎず、本件名義変更請求書に記載された「甲山 C」は存在しない架空人であったと認めるのが相当であるとした。さらに、C として振る舞っていた人物は、結婚していることを装うために B に協力していた者にすぎず、C として振る舞った人物の存在をもって、「甲山 C」が実在の人物であると認めることは困難であり、したがって、このような架空人に対する変更である本件変更手続は無効であり、本件保険契約の保険金受取人は X であると認められる、と判示して X の請求を認容した。Y はこれを不服として控訴。

3. 判旨（原判決取消、請求棄却）（確定）

(1) 認定事実

裁判所は、まず、以下の事実を認定している。

「(1) 亡 B は、平成 23 年 11 月まで b 株式会社に勤務し、平成 24 年 1 月 1 日以降は c 株式会社（以下「c 社」という。）に勤務していた。

(2) 亡 B は、平成 24 年 7 月 14 日、X 及びその妻（B の母親。以下、X と併せて「X ら」という。）と同居していた X 宅から引っ越すため、茨城県つくば市……所在のアパートの賃貸借契約を締結した。その際、亡 B は、当該賃貸借契約書に、同居人として「乙川 C」、「S55 年□月□日（31 才）」、「女」などと記載した。

(3) X らは、平成 24 年 9 月頃、亡 B から、a 農業協同組合（以下「a 農協」という。）でアルバイトをしている茨城県水戸市出身の「乙川 C」という女性と交際しているという話を聞いた。

(4) X らは、平成 25 年 10 月頃、亡 B が車で X 宅を訪れた際に、車の助手席に女性が座っていたため、亡 B に対し、誰なのかと問い、これに対し、亡 B は、「C」であると答えた（以下、当該女性を「C と名乗る女性」という。）。

(5) 亡 B は、平成 26 年頃、婚姻届用紙を持って X 宅を訪れ、「C」と結婚することになったとして、X に対し、同用紙の証人欄に署名押印することを求めた。

(6) Xらは、Cと名乗る女性と初めて会った平成25年10月頃以降、平成28年11月頃までの間に、年に二、三回程度、Cと名乗る女性と会った。また、Xらは、飲食店で、亡B、Cと名乗る女性及び同人が連れてきた同人より年上の女性と昼食を共にしたことがあり、Xらは、少なくとも昼食を共にした当時は、当該女性はCと名乗る女性の母親であると認識していた。

(7) 平成28年5月頃、Xの兄の叙勲祝いの席に、亡Bは、Cと名乗る女性を連れて参加した。その際、Xら、亡B及びCと名乗る女性とで写真撮影を行い、Xは、撮影した写真を保管していた。

(8) 亡Bが平成24年1月1日以降勤務していたc社の代表取締役であるD……は、令和3年9月17日、Yから調査の依頼を受けた株式会社d……の調査に対し、亡Bは平成24年1月1日の入社時点では独身であったこと、時期は覚えていないが、亡Bから結婚したとの報告を口頭で受けたことを説明した。また、c社で亡Bと同僚であったE……は、令和3年9月17日、調査会社の調査に対し、亡Bは平成24年1月1日の入社時点では独身だったこと、亡Bからは入社当時から交際している女性がいると聞いていたこと、その女性は「C」という名前であったこと、同年7月から12月までの間のどこかで亡Bから「C」と結婚したと聞いたこと、平成25年ないし平成26年頃、会社の飲み会後の帰宅時に亡Bを迎えに来た同人の妻の運転する車に乗ったことがあり、同人の妻に会ったのはその際の一度だけであったことを説明した。」

(2) 争点の判断

そして、本件変更手続による死亡保険金受取人の変更の効力を争点としてあげた後、以下のように判示して、Xの請求を棄却した。

「(1) 保険金受取人の変更は保険契約者が保険者を相手方としてする意思表示によってするものであるから（保険法43条2項）、当該意思表示によって保険契約者が保険金受取人を誰に変更したかについては、保険契約者の保険者に対する表示を合理的かつ客観的に解釈して定めるべきものと解される。」

「(2) ア これを本件についてみると、まず、亡Bが平成26年12月29日付けで作成し、Yに対して提出した本件変更請求書の記載内容……からすれば、亡Bが本件変更手続においてYに対して行った意思表示は、本件保険契約に係る死亡保険金受取人を、亡Bの配偶者である「甲山C」という氏名の昭和57年○月○日生の女性に変更する旨のものであったと認めることができる。」

「イ もっとも、亡Bに婚姻歴がなかったこと……からすれば、本件変更請求書の記載内容のうち、変更後の死亡保険金受取人が被保険者である亡Bの配偶者である旨を示す記載については、必ずしもその内容が事実とは整合しないものといえるが、生前の亡Bの言動等に係る……認定事実、とりわけ、亡Bが、平成26年頃、Xに対して「C」と結婚することになった旨を伝えており（前記2(5)）、Xらも、平成25年10月頃から平成28年11月頃にかけて、年に二、三回程度、亡Bが連れてきたCと名乗る女性に会い、時に昼食を共にしたことがあり（同(4)、(6)）、また、同年5月頃には、Xの兄の叙勲祝いの席に、亡BがCと名乗る女性を連れて参加し、その際にXら、亡B及びCと名乗る女性とで写真撮影を行っている（同(7)）などの客観的な事実を照らせば、平成26年12月29日付けで行われた本件変更手続における亡BによるYに対する上記アの意思表示については、本件保険契約に係る死亡保険金受取人をCと

名乗る女性、すなわち上記写真撮影の際の写真……に X ら及び亡 B と共に写っている女性に変更する旨のものであると解するのが合理的であり、相当であると認めることができる。」

「(3) ア この点について、X は、亡 B には配偶者も内縁の妻も存せず、本件変更請求書の「死亡保険金受取人」欄の「甲山 C」という記載に合致する人物は存在しないとして、本件変更手続は死亡保険金受取人を架空人とするものであり、これによる死亡保険金受取人の変更は無効である旨主張する。

確かに、弁論の全趣旨によれば、C を名乗る女性については、その所在等について、Y 又は X において特定するに至っていない状況にあることが認められる上、前記認定事実に証拠……を総合すれば、①本件変更請求書の「死亡保険金受取人」欄の死亡保険金受取人（「甲山 C」）の生年月日に係る記載内容（「昭 57 年〇月〇日生」である旨）が、亡 B が平成 24 年 7 月 14 日にアパートの賃貸借契約を締結した際に当該賃貸借契約書に同居人（「乙川 C」）の生年月日等として記載した内容（「S55 年〇月〇日（31 才）」）と相違すること、②亡 B は、平成 24 年 9 月頃、X らに対し、a 農協でアルバイトをしている「乙川 C」という女性と交際しているという話をしているところ、E は、調査会社に対し、亡 B からは「C」が D 病院に勤務する看護師と聞いていた旨説明しており、また、同病院には、甲山 C 又は乙川 C という名前の職員は在籍していないこと、③E は、調査会社の調査において、前記 2 (7) の写真……を見せられた際、亡 B の妻として会った人物とは違うような気がする旨答えていること、④亡 B は、子供の体調が悪く、治療費が必要であるとして C 社から 1100 万円を借り入れ、更に 900 万円を借りる予定があり、平成 28 年分から平成 30 年分までの給与所得者の扶養控除等（異動）申告書には 16 歳未満の扶養親族として子供の氏名等を記載していたが、C 社は、亡 B の子供の存在については亡 B の虚偽申告であったと判断していることが認められ、これらの事情に照らせば、生前の亡 B が周囲に対して行っていた自身の家族関係についての説明に不可解な点がみられることは、否定し難いところである。」

「しかしながら、上記の事情を踏まえても、亡 B が本件変更手続において Y に対して行った意思表示について、これを合理的かつ客観的に解釈すれば、本件保険契約に係る死亡保険金受取人を、C と名乗る女性である前記写真……に X ら及び亡 B と共に写っている特定の女性に変更する旨のものであると解するのが相当であることは、前記 (2) に認定説示したとおりであって、X の上記主張は採用することができない。」

「イ また、X は、仮に本件変更請求書の「死亡保険金受取人」欄に記載された「甲山 C」なる人物が架空人ではないとしても、同人に該当する人物として複数の候補者がおり、これを特定することができず、死亡保険金受取人を特定し得ない者とする本件変更手続による死亡保険金受取人の変更は無効である旨主張するが、前記 (2) の認定説示に照らせば、同主張に理由がないことも明らかである。」

「なお、前記のとおり、C と名乗る女性については、その所在等について、Y 又は X において特定するに至っていない状況にあることが認められるが、そのことは、何ら上記認定説示を左右するものではない。」

4. 評釈（判旨の結論に賛成する。）

(1) 保険金受取人の変更行為の性格とその解釈の判断基準

保険金受取人の変更（保険法 43 条 2 項）は、保険者を相手方とする保険契約者の一方的意思表示によって行われる相手方のある単独行為であると解されている²⁾。また、保険金受取人の指定についても、保険法制定前においては同様に解されており³⁾、保険法制定後においても、実質的には保険契約者の一方的意思表示であり、保険契約者の単独行為の性格を有すると解されている⁴⁾。

本件では、X が、死亡保険金受取人の「被保険者との続柄」欄での「配偶者」である旨の記載自体からは合致する人物は存在しないとし、また、「死亡保険金受取人」欄に記載された人物についても複数の候補者がいて保険金受取人の特定ができないとして、死亡保険金受取人の変更は無効であると主張したのに対して、Y は、最終的には婚姻届が提出されなかったとしても、「死亡保険金受取人」欄に記載された人物は完全に特定されており、死亡保険金受取人の変更は有効であると主張している。

これらの主張に対して、第一審は、「保険金受取人の変更は保険契約者が保険者を相手方とする意思表示であるから、保険契約者が保険金受取人を誰に変更したかは、保険契約者の保険者に対する表示を、保険契約者の言動その他の情報も考慮し合理的かつ客観的に解釈して定めるべきものである」とする基準を提示し、また、控訴審も、「保険金受取人の変更は保険契約者が保険者を相手方としてする意思表示によってするものであるから……、当該意思表示によって保険契約者が保険金受取人を誰に変更したかについては、保険契約者の保険者に対する表示を合理的かつ客観的に解釈して定めるべきものと解される」とする基準を提示している。したがって、本件ではこれらの「合理的かつ客観的」な解釈という基準に基づいてどのような判断が示されたのか、その妥当性を確認することが重要となる。

(2) 「死亡保険金受取人」欄に記載された人物についての判断の妥当性

保険金受取人の指定に関して「合理的かつ客観的」な解釈による判断が示された事案としては、最判昭和 58 年 9 月 8 日民集 37 卷 7 号 918 頁（以下、「昭和 58 年最判」という。）を挙げることができる。そこでは、「保険契約者の保険者に対する表示を合理的かつ客観的に解釈して定めるべき」との文言が明示されており、まず、その事案での判断内容について確認をしてみることにする。

この事案は、団体定期保険契約において保険契約者が保険金受取人として「妻・何某」⁵⁾と指定していたところ、妻は不貞行為が原因で離婚を余儀なくされ、その後保険契約者が死亡したた

2) 山下友信ほか・保険法 第 4 版 289 頁〔竹瀆修〕（2019 年・有斐閣）、山下友信・保険法（下）294-295 頁、305 頁（2022 年・有斐閣）。

3) 大森忠夫・保険法〔補訂版〕279 頁（1985 年・有斐閣）、石田満・商法Ⅳ（保険法）〔改訂版〕290 頁（1997 年・青林書院）。

4) 山下・前掲 295 頁、298 頁。

5) 「妻・何某」との記載については、控訴審において、保険金受取人欄には「何某」と記載され、続柄欄には「妻」と記載されていた、と控訴人である保険会社 3 社のうち 1 社が主張していたようである。ただ、控訴審は、「保険金受取人・何某、続柄・妻」という記載と「保険金受取人・妻何某」という記載とは法的には同じ表示であると判断した、との説明がなされている。遠藤賢治・最高裁判所判例解説民事篇昭和 58 年度 350 頁（1988 年）。

め、子どもらが保険金の支払いを保険会社に求め、また離婚した元妻に対して保険金請求権を有しないことの確認を求めて訴えを提起したものであるが、判旨では、「妻」という表示に関して見解が述べられている。すなわち、「生命保険契約において保険金受取人の指定につき単に被保険者の「妻何某」と表示されているにとどまる場合には、右指定は、当該氏名をもつて特定された者を保険金受取人として指定した趣旨であり、それに付加されている「妻」という表示は、それだけでは、右の特定のほかに、その者が被保険者の妻である限りにおいてこれを保険金受取人として指定する意思を表示したものと等の特段の趣旨を有するものではないと解するのが相当である」とし、「けだし、保険金受取人の指定は保険契約者が保険者を相手方としてする意思表示であるから、これによつて保険契約者が何びとを保険金受取人として指定したかは、保険契約者の保険者に対する表示を合理的かつ客観的に解釈して定めるべきものであつて、この見地に立つてみるときは、……客観的にみて、右「妻」という表示は、……単に氏名による保険金受取人の指定におけるその受取人の特定を補助する意味を有するにすぎないと理解するのが合理的であり、それを超えて、保険契約者が、将来における被保険者と保険金受取人との離婚の可能性に備えて、あらかじめ妻の身分を有する限りにおいてその者を保険金受取人として指定する趣旨を表示したものと解しうるためには、単に氏名のほかにその者が被保険者の妻であることを表示しただけでは足りず、他に右の趣旨を窺知させるに足りる特段の表示がされなければならないと考えるのが相当だからである」と判示しているのである。

この見解からすれば、まず、第一点として、「妻」という表示について、単に氏名による保険金受取人の指定におけるその受取人の特定を補助する意味を有するにすぎないと理解するのが合理的であるとする点については、そもそもこの事案では、保険金受取人指定時には保険契約者と「妻」とは婚姻中であつたことが、明示はされていないものの大きな理由づけになっているのではないかと考えられる。

また、第二点として、その趣旨を窺知させるに足りる特段の表示がなされれば、あらかじめ妻の身分を有する限りにおいてその者を保険金受取人として指定する趣旨を表示したものと解しうる点、合理的かつ客観的な解釈の一基準として示されたことにもなる。このことは、保険契約者の内心の意思についても、表示を合理的かつ客観的に解釈する中でそのことを読み取ることができれば、指定内容として認めうる点との判断が示されたものと理解できるのではないだろうか^{6) 7)}。

6) 「最高裁は保険事故発生時に妻である者に限るにはその趣旨を窺^{うかが}いうる特段の表示を要すると判示しているが、家庭に無用の波風を立てないで明確な表示をするにはどういう言葉を用いたらよいのか。「妻・何某」がそのための工夫ではないか。本件のように離婚・再婚したときこそその意味を汲んでくれというのが、こういう指定をする契約者の意思ではないか」とし、「「妻」の語を「相続人」の場合と同様にそれなりの意味を持つ表示と解してもよかつたのではないか。これも一つの合理的解釈であろうし、契約者の平均的意思に合致する後味のよい解釈のように思われる」との見解も示されている。竹内昭夫・生命保険判例百選 [増補版] 212頁 (1988年・有斐閣)。

7) 昭和58年最判の立場というのは、保険金受取人の表示から読み取ることのできない真意を探求しないというものである、との指摘がある。本件第一審の評釈である、松田真治・法律のひろば75巻12号68頁(2022年)。

そこで、この昭和 58 年最判の判断基準に関する考え方を前提にして、本件控訴審の認定事実、並びにその事実に基づいた判断を確認してみると、判旨は、認定事実のうち特に以下の事実、すなわち、

- ① B が、平成 26 年頃、X に対して「C」と結婚することになった旨を伝えていたこと（認定事実（5））、
- ② X らは、平成 25 年 10 月頃から平成 28 年 11 月頃にかけて、年に二、三回程度、B が連れてきた C と名乗る女性に会い、時に昼食を共にしたことがあったこと（認定事実（4）、（6））、
- ③ 平成 28 年 5 月頃に、X の兄の叙勲祝いの席に、B が C と名乗る女性を連れて参加し、その際に X ら、B 及び C と名乗る女性とで写真撮影を行っていたこと（認定事実（7））、

との客観的な事実を挙げて、B の保険金受取人変更時の意思表示については、本件保険契約に係る死亡保険金受取人を C と名乗る女性、すなわち③での写真撮影の際の写真に X ら及び B と共に写っている女性に変更する旨のものであると解するのが合理的であり、相当であると認めることができる、としている。そして、この判断については昭和 58 年最判で示された判断基準とも整合性があると認めることができる。

これに対して、本件第一審の認定事実、並びにその事実に基づいた判断を確認してみると、上記①②③の事実に加えて、

- ④ 婚姻届の証人欄に X に署名押印してもらったこと（認定事実（5））、
- ⑤ 勤めていた会社に対して結婚していると申告していたこと（認定事実（8））、

からすれば、「甲山 C」とは B が結婚する予定であった実在の人物であるとも考え得るとはしながらも、結婚を予定している女性がいるならば、両親に対して、その女性について詳細に伝えて紹介するとともに、親族間の挨拶等があるのが通常であるところ、B は、X らが C について問うと、「まあいいじゃないか。」と述べて、その素性等を頑なに話そうとしなかった上に、結婚するに当たって C の両親等親族に対して挨拶し、紹介し合う機会を設けなかったこと、等様々な事実を根拠にして、B は結婚していることを装うために様々な行動をしていたにすぎず、本件名義変更請求書に記載された「甲山 C」は存在しない架空人であったと認めるのが相当であるとした。そして、C として振る舞っていた人物は、結婚していることを装うために B に協力していた者にすぎず、C として振る舞った人物の存在をもって、「甲山 C」が実在の人物であると認めることは困難であり、したがって、このような架空人に対する変更である本件変更手続は無効であり、本件保険契約の保険金受取人は X であると認められる、と判示して X の請求を認容している。

この第一審判旨の特徴は、おそらく続柄欄の記載に関する X の主張も視野に入れながら、「結婚していることを装うため」という B の内心の意思を根拠に結論を導いていることである。そして、この判断は、本件での続柄の記載理由について、単に、結婚を予定していたことから結婚後に氏

の変更を理由として再度の受取人変更を行うことを省略するため行った⁸⁾ということも合わせて否定することにも繋がっている。しかし、昭和 58 年最判の考え方からすれば、B の内心の意思については、表示を合理的かつ客観的に解釈する中でそのことを読み取ることができなければ指定内容として認めることができないはずであり、すなわち、本件での続柄の記載をした B の内心の意思が、結婚を予定していたことから結婚後に氏の変更を理由として再度の受取人変更を行うことを省略するためだったのか、第一審判旨が明示するすように何らかの理由で偽装を行うためだったのか、それとも結婚詐欺やそれに類する行為に巻き込まれてしまった状況の中でのもしかすると躊躇いながらの行為だったのか⁹⁾等、いろいろな可能性が考えられる中で、偽装を行うためという結論を導き出すためには、認定された多くの事実と偽装行為との間でそれぞれ矛盾が生じないことが重要であり、もしもそれを確認することが困難であるとするのであれば、他の可能性をすべて排除できる検証結果を提示する必要があるのではないだろうか。しかし、第一審判旨では、XらがBに渡していたという1080万円以上の金銭や勤務先企業から借り入れた1100万円（第一審認定事実）の正確な用途については明らかにされておらず、その点では、合理的かつ客観的な解釈がなされたとは言い難い状況も感じられる。

(3) 「被保険者との続柄」欄についての評価

本件控訴審判旨では、被保険者の配偶者である旨を示す記載があったとする「被保険者との続柄」欄の評価がなされていないが、何故なのだろうか。

それは推測ではあるが、客観的にみて「妻」という表示は単に氏名による保険金受取人の指定におけるその受取人の特定を補助する意味を有するにすぎないと理解するのが合理的である、との見解を昭和 58 年最判が提示していたからではないだろうか。しかし、昭和 58 年最判は保険金受取人指定時には保険契約者と「妻」とが婚姻中であった事案であり、本件とは事情が大きく異なっている¹⁰⁾。その点を考慮すれば、被保険者の配偶者である旨を示す記載が保険金受取人の特定を補助する意味を有するにすぎないのではなく、「死亡保険金受取人」欄の記載と同等の価値を持つ記載として評価することも可能であり、更には、本件と同様に抽象的な指定である「相続人」という指定がなされていた場合に、その指定は被保険者死亡時、すなわち保険金請求権発生当時

8) このような理由による記載であったことを認めただうえで、婚姻後になる予定の氏名の記載とは氏が異なっても婚約中の女性が保険金受取人になることを昭和 58 年最判の判断基準に基づいて判示したものとして、東京高判昭和 62 年 4 月 27 日金判 775 号 35 頁があり、その上告審である最判昭和 62 年 10 月 30 日生命保険判例集 5 巻 183 頁も、「原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はなく、このように解したからといって所論引用の判例に反するものではない。」と判示している。なお、保険金の帰属について保険者との間で争う者が、保険金受取人として指定された者は架空人であると主張した事案については、本件控訴審の評釈である、梅津昭彦・保険事例研究会レポート 360 号 6 頁（2023 年）以降に、詳細が紹介されている。

9) 本件控訴審の評釈に関する追加説明の中で、「想像にすぎないが、仮に B が金銭を使わせるだけの結婚詐欺のような事態に巻き込まれていたとすれば、本件の不可解な事態もストーリーとして理解できないわけではない」とする指摘もなされている。稲垣貴之・保険事例研究会レポート 364 号 22 頁〔竹瀆修・追加説明〕（2023 年）。

10) 本件控訴審の評釈において、「本件は、夫婦としての実態の存在すら疑義のある事案であり、S58 年最判……とは事案の前提が異なり、直接の参考にはできない」との指摘がすでになされている。柳平大樹・ジュリスト 1609 号 119 頁（2025 年）。

の相続人である旨を示した最高裁昭和 40 年 2 月 2 日判決民集 19 卷 1 号 1 頁の考え方を本件にも当てはめれば、被保険者死亡時には B には配偶者はいなかったのであるから、変更後の保険金受取人は架空人であったという結論を導き出すことも可能であったかもしれない¹¹⁾。もちろん、その場合には、被保険者の配偶者である旨を示す続柄の記載が、結婚を予定していたことから結婚後に氏の変更を理由として再度の受取人変更を行うことを省略するため行った記載方法であったという理解¹²⁾は、「死亡保険金受取人」欄に記載されていた人物が特定するに至っていない状況にあることから採用しないということが前提ではある。

なお、仮に、B の保険金受取人変更行為が結婚詐欺やそれに類する行為に巻き込まれてしまった状況の中でのもしかすると躊躇いながらの行為だった可能性が確認できた場合には、「被保険者との続柄」欄と「死亡保険金受取人」欄のそれぞれの記載理由について、昭和 58 年最判で示された「合理的かつ客観的」な解釈を行うことがその明らかにされた事実関係に基づくだけでは困難であったとしても、続柄欄に被保険者の配偶者である旨の記載があり、併せて受取人欄には被保険者の氏が含まれた人物の記載があるものの特定が困難な状況であれば、そもそも続柄欄を記載することの理由が、公序良俗に反するものであるか否かを判断する資料としているものともみることができるのであるから¹³⁾、その段階で架空人であったことを理由に保険金受取人の変更行為は無効とする判断も今後は検討すべきではないだろうか¹⁴⁾。

いずれにしても、本件では、控訴審の判断において、「被保険者との続柄」欄の評価に触れていない点については、保険金受取人の特定を補助する意味を有するにすぎないとする昭和 58 年最判の見解をそのまま採用したのか、それとも検証の困難性を理由に深入りするのをあえて避けただけなのか、不明な点にやや懸念が残るものの、X の主張に対して示された控訴審の結論としては賛成したいと考える。

本稿の執筆にあたり、上智大学保険法研究会において甘利公人先生より、関連する重要判例のご教示を賜りました。先生の貴重なご助言により、本稿の論理をより確かなものにすることができました。ここに記して深く感謝申し上げます。

11) 昭和 58 年最判の判断に対しても、「妻」と指定された場合にも、保険契約締結のときに指定した妻なのか、または被保険者死亡時の妻なのか、という未解決の問題が残されている」との指摘がなされている。甘利公人ほか・ポイントレクチャー保険法（第 4 版）236 頁（2025 年・有斐閣）。

12) 前掲 8)・最判昭和 62 年 10 月 30 日の事案では、続柄の記載については認定がされていない。

13) 遠藤・前掲 343 頁。

14) 保険者自ら契約者の真意の探求を行行情報収集して得た事情等を保険者の側から主張することは可能であるとの見解も示されている。松田・前掲 70 頁、柳平・前掲 120 頁。

本件は、X の立証内容が結果として Y の主張に有利に働いたようであるが、公序良俗が問題になるような事案では、保険者側の取得する情報が重要になるのではないだろうか。